

## 第28 定型約款

### 1 定型約款の定義（新設）

#### 第548条の2

(1) 定型取引(ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいう。以下同じ。)を行うことの合意(次条において「定型取引合意」という。)をした者は、次に掲げる場合には、定型約款(定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいう。以下同じ。)の個別の条項についても合意をしたものとみなす。

(以下略)

(1) ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であること

ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものを、定型取引という。そのため、不特定多数の者を相手方として行う取引である以上、特定の者を相手方として行う契約は定型取引ではない。

(2) 取引の内容の全部または一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものであること

製品の原材料の供給契約等、事業者間取引に用いられる契約書や約款については、確かに契約当事者の一方によって用意されているものではあるが、これはいわゆるたたき台に過ぎないとか、あるいは契約の内容を互いが十分に認識して取り交わすものであることが通常であることから、この要件を満たさないことが多いと考えられる。

ただ、ある企業が一般的に普及しているソフトウェアを購入する場合に適用される利用規約などは、確かに事業者間取引ではあるが、ソフトウェア供給者は購入者が企業であるか個人であるかを問わず一律的にその利用規約を策定し、もって画一的なサービスを提供すべき販売類型といえるため、この要件を充足し、もって定型約款に該当することとなる。

また、取引の内容の全部または一部が画一的であることが、約款を準備した者にとって合理的であるだけでは足りない。即ち、かかる合理性は主観的に判断されるのではなく、取引の内容に照らして客観的に判断されるべきものである。そのため、相手方においても合理的である必要がある。

(3) 契約の内容を補充することを目的としてその特定の者により準備されたこと

当然のことながら、約款は特定の者によって準備され、その者が契約内容を補充する目的を有している。そうでない条項(例えば相手方によって提供される条項)は、契約の内容として合意すべきものであり、定型約款には該当しない。

### 2 定型約款についてのみなし合意（新設）

#### 第548条の2

(1) 定型取引(ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいう。以下同じ。)を行うことの合意(次条において「定型取引合意」という。)をした者は、次に掲げる場合には、定型約款(定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいう。以下同じ。)の個別の条項についても合意をしたものとみなす。

1 定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき。

2 定型約款を準備した者(以下「定型約款準備者」という。)があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき。

(2) 前項の規定にかかわらず、同項の条項のうち、相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であって、その定型取引の態様及びその実情並び

に取引上の社会通念に照らして第1条第2項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては、合意をしなかったものとみなす。

定型約款における組入れ要件としては、定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたときであるか、定型約款を準備した者(以下「定型約款準備者」という。)があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたときであるかの、いずれかを要することとなった。

ところが、定型約款に該当する約款の中には、契約の内容とする旨の合意がなく、かつ契約の内容とする旨を相手方に表示していないものがある。鉄道やバスなどの公共交通機関の旅客の運送にかかる取引や、高速道路の通行にかかる取引、郵便や電気通信事業にかかる取引などにおいて利用されている約款が、それに該当する。

そこで、かような約款については、民法以外の法律の特例規定を設けることとなった。

### 3 定型約款の内容の表示（新設）

#### 民法第584条の3

(1) 定型取引を行い、又は行おうとする定型約款準備者は、定型取引合意の前又は定型取引合意の後相当の期間内に相手方から請求があった場合には、遅滞なく、相当な方法でその定型約款の内容を示さなければならない。ただし、定型約款準備者が既に相手方に対して定型約款を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供していたときは、この限りでない。

(2) 定型約款準備者が定型取引合意の前において前項の請求を拒んだときは、前条の規定は、適用しない。ただし、一時的な通信障害が発生した場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

#### (1) 組み入れ要件との関係

本条は、原則として、定型約款の開示を、定型約款が契約内容になるための要件（組み入れ要件）とはしないものである。定型約款の内容の開示がどうあるべきかの問題と、それが契約内容になるかどうかの問題（前述2）とを区別した上で、定型約款準備者にその開示義務違反があったとしても、直ちに契約内容から定型約款が除外されないこととするものである。

ただし、定型取引合意の前に、定型約款準備者がその開示を正当な理由なく拒否した場合には、契約内容から除外される例外を設けた。開示に応じない悪質な事案を排除する趣旨である。

#### (2) 相手方が開示の請求ができる時期

定型取引合意の前又は定型取引合意の後相当の期間であり、合意前に限られない。相当の期間とは、契約が継続的なものである場合にはその終了から相当な期間をも含む趣旨である。

#### (3) 開示の方法

開示の方法には限定がない。通常は約款の冊子を送付するとか、電子メールなどでデータを提供するなどの方法が考えられる。

#### (4) 例外

定型約款準備者が既に相手方に対して定型約款を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供していた場合には、相手方において手元に定型約款がありいつでも内容を確認できる状態となっているため、開示の請求を認める必要性がない。

### 4 定型約款の変更（新設）

#### 民法第584条の4

(1) 定型約款準備者は、次に掲げる場合には、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなし、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。

1 定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。

2 定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この4の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定め有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

(2) 定型約款準備者は、前項の規定による定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。

(3) 第1項第2号の規定による定型約款の変更は、前項の効力発生時期が到来するまでに同項の規定による周知をしなければ、その効力を生じない。

(4) 第548条の2第2項の規定は、第1項の規定による定型約款の変更については、適用しない。

1項は、定型約款準備者において、個別に相手方の合意を得ることなく契約の内容を変更できる要件を規定するものである。

なお、変更の時点において、定型約款を契約の内容とした相手方が多数または不特定であり、その全ての相手方から契約内容の変更についての同意を得ることが実際に困難であることは、要件とされていない。

また、定型約款の変更をすることができる旨の条項が定型約款に存在することも、要件とされていない。

2項は、定型約款の変更時における定型約款準備者の義務を定めるものである。

一つは定型約款変更の効力発生時期を定めることである。いつから変更の効力が生じるのかが明確でなければ、定型約款を用いた契約における権利関係が不明瞭になってしまうおそれがあるからと考えられる。

二つには、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期を周知させることである。どのような変更がなされ、いつからその効力が発生するのかを相手方に周知させるのでなければ、相手方において定型約款を用いた契約がいつどのように変更されるのかが判明せず、予期しない不利益を生じさせてしまうおそれがあるからと考えられる。

3項は、定型約款準備者が定型約款の変更の内容及び効力発生時期等を定め、かつその効力発生時期までにこれを周知させるのでなければ、1項2号による変更の効力を否定するものである。1項1号の場合においては、効力発生時期を定めなくとも、また相手方に周知されることがなくても、相手方の一般的な利益に適合する変更である以上、相手方に不利益にならないからである。

4項は、定型約款の変更の規定については、いわゆる約款の組み入れの排除が適用されないことを明記するものである。定型約款の変更の可否及び変更後の定型約款の内容の適否は、より厳格な基準であり、かつ考慮要素も異なる本条1項によって判断すべきものであり、組み入れ要件の排除によるものではないところ、この趣旨を明確にするために規定された。